

「令和4年自転車の安全利用推進月間」実施要領

1 目的

昨年の県内における自転車乗用中の死傷者は473人（前年比6人増）と全死傷者3,709人の12.8%を占めています。

特に、自転車乗用中の交通事故当事者（第1・第2当事者）のうち法令違反が認められる事故は、425件と、89.1%を占め、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言えない状況にあるほか、自転車乗用中の死者9人のうち、高齢者が7人で77.8%を占めることから、高齢者を重点に、自転車利用者の交通ルールの遵守と自転車の安全利用の促進が求められています。

加えて、自転車側が加害者となる高額賠償事故が発生している現状を踏まえ、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する必要があります。

また、自転車活用推進法では、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、5月5日を自転車の日、毎年5月を自転車月間と定められています。

このような中、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が本年4月1日に施行されました。（※自転車損害賠償責任保険等への加入義務、乗車用ヘルメット着用努力義務の規定は、6カ月の周知期間を設け、同年10月1日施行）

岐阜県では、条例の内容の周知、自転車の安全利用に関する啓発等を実施するとともに、5月を「自転車の安全利用推進月間」と定め、自治体、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施し、自転車の交通事故防止を図ることとします。

2 実施期間

令和4年5月1日（日）から同月31日（火）

3 推進項目

- (1) 自転車の交通ルール遵守・交通マナー実践の徹底
- (2) 自転車利用者自身の安全確保
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

4 推進事項

推進項目	推進事項
自転車の交通ルール遵守・交通マナー実践の徹底	<ul style="list-style-type: none">○ 学校における交通安全教育を推進し、自転車は道路交通法上の車両であり、車両としての交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを児童・生徒に理解・定着させる。○ 地域や学校では、『交通の方法に関する教則』に記載された「自転車に乗る人の心得」の周知徹底に努めるとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。○ 傘差しやスマートフォン使用等の「ながら運転」の危険性、及び危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。○ 中学・高校においては、『自転車安全運転チェックシート』を活用し、自転車利用における基本マナーの定着と向上を図る。○ 「自転車シミュレータ」等を使用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。○ 「高齢者交通安全大学校」等において、高齢者の行動特性に応じた

	<p>自転車安全運転教室を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ MS及びMS Jリーダーズや生徒会などが中心となり、生徒自身による自転車安全利用の啓発活動を推進する。 ○ 中学生・高校生の通学時間帯における街頭啓発活動に努める。 ○ 自転車を放置しないよう、利用者のマナーの向上を図るとともに、放置自転車については、撤去等の措置を講じる。 ○ 飲食物等宅配代行サービスにおける自転車配送員の交通事故防止対策として、関係団体等と連携し、配達員に対し、交通ルールの遵守についての啓発に努める。
自転車利用者自身の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車側面などへの反射材用品の装着と、夕暮れ時における早めのライト点灯に努め、交通事故防止を図る。 ○ 子供を幼児用座席に乗せる際や、子供が自ら自転車に乗る際は、必ず子供に乗車用ヘルメットを着用させるほか、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、同乗時はシートベルトを着用させるように啓発する。 ○ 自身の身を守るとともに幼児、児童の手本にもなるよう、高齢者や中学・高校生をはじめ、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を啓発する。 ○ 自転車利用者が定期的に点検整備に努めるとともに、自転車安全整備制度の啓発を図る。
自転車損害賠償責任保険等への加入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車側が加害者となる高額賠償事故も発生していることから、保険未加入者に対しては、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する。

※「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」令和4年4月1日施行
自転車損害賠償責任保険等への加入義務、乗車用ヘルメット着用努力義務の規定は、6カ月の周知期間を設け、令和4年10月1日施行